

（表 面）

後 期 高 齢 者 医 療 検 査 証

〔法第百五十二条関係〕

写
真

官職又は職名

氏 名

（ 年 月 日生）

(裏 面)

第 号

令和 年 月 日交付

厚生労働大
臣又は都道
府県知事印

高齢者の医療の確保に関する法律（抄）

（報告の徴収等）

第一百五十二条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、支払基金又は第四百四十条の規定による委託を受けた者（以下「受託者」という。）について、高齢者医療制度関係業務に関し必要があると認めるときは、その業務又は財産の状況に関する報告を徴し、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができる。ただし、受託者に対しては、当該受託業務の範囲内に限る。

2 第十六条の七第二項の規定は前項の規定による検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

3 （略）

第百六十八条 （略）

2 支払基金又は受託者の役員又は職員が、第一百五十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、五十万円以下の罰金に処する。

3 （略）

備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折りにすること。